瑞宝双光章を授ける（各通）
小田　忠　永野　昌宏　西海　良平
服部　喜一　峯村　純夫　山本　博
吉田　光夫　力丸　丈夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
河野　寛　中田　孝之　前田　繼英
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二日）
池田　和正　上入佐良徳　中野　進　平形　祥介　山崎　孝典　伊藤　憲男　鷹口　鉄治　福島　脩　山田　秀一
瑞宝小綬章を授ける
大宮　誠道　片山　汪　北林　悦夫　高木　敏幸　中山　仁幸　野池　哲司　藤田　和光　村瀬　富彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月三日）
瑞宝中綬章を授ける
（大分大学名誉教授）
泉　忠顯　尾崎　哲真　塚田　義男　吉田　博信
瑞宝双光章を授ける（各通）
上山　武義　加賀谷秀男　工藤　健彦　戸塚　進　西川　上　山縣　正夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月四日）
瑞宝中綬章を授ける
（東北大学名誉教授）
安田　延壽　千代窪敏光
瑞宝小綬章を授ける
市原　宏靖　植木　忠平　小林　光　小林　敏夫　酒匂　忠士　島岡　修　白坂　和夫　鈴木　一也　横山　庫雄
（桜川市公立学校長）
瑞宝双光章を授ける（各通）
鏡　徳太郎　坂本　繁
（北海道警視）
森下　幸男　半澤　直樹　山下　勝由
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月五日）
原田　明夫
瑞宝大綬章を授ける
池見　宅司
（東京学芸大学名誉教授）
石井　醇　野村　良和
瑞宝小綬章を授ける（各通）
上原　正誼　鈴木　正利　福井　昭二　藤元　敏一　本田　通　前田　孝雄　三好　禄郎　藤吉　英二　松田　章
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（各通）
伊藤　豊　齊藤　仲二　高木　正己
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月六日）
（呉工業高等専門学校名誉教授）
竹村　和夫
瑞宝小綬章を授ける
石嶋　操　岡本　哲昭　金井　俊美　弦間　正志　小林　一成　櫻井　佐平　塩根　哲夫　下地　弘　鈴木　兼男　高岡　滋　深野　義彦　藤岡　秀正
瑞宝双光章を授ける（各通）
荻　和夫　栗屋　光雄　田谷　忠治　平田　光孝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月七日）
（愛媛大学名誉教授）
香川　尚徳
瑞宝中綬章を授ける
吉田　崇雄
瑞宝小綬章を授ける
石川　文三　市来　貞夫　内田　四郎　菊地　一夫　谷川　泰之　若林　安一
瑞宝双光章を授ける（各通）
（海上保安官）
古澤　武雄　牧田　秀也
瑞宝双光章を授ける（各通）
片岡　光泰　河合　環　藤森　茂　水戸　徳厚
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月八日）
瑞宝中綬章を授ける
（弘前大学名誉教授）
齋藤　捷一　對馬　一
瑞宝小綬章を授ける
片山　晃　木下　清勝　大谷　幸弘　柘植　瑞穂　篠原　將　納谷　和吉　松田　里司　三橋　四郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　恒治　島　康次郎　杉本　光男　南　雅寛　山崎　邦信
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月九日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年四月二十九日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

市川　幹雄　内藤　惠子　足立　直樹　戸田　博文　鈴木　千壽　筒井　研　塩山　剛　辰野　剛　平出利惠子　金岡　重夫　十津　守宏　中川　俊夫　伊藤　亞古　吉田　榮一　安達賢一郎　時田　勉　松坂　喜一　馬場　良治　金山　桂子　日野　儀光　井上　典彦　井上　輝美　リブネ紀子　安田　晃恵　影山　洋子　服部　正中　加藤　清次　山口　良延　加田　清男　山田　晃嗣

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年四月二十九日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

稲葉　正輝　小松原寶次　宮良　瑛子　芦澤美佐子　米田　實　石原　隆江　冨永　樹之　八田　當子　小松　安弘

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年四月二十九日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

渡辺　豊重　蟻川　浩雄　辰野　仁造　大澤　澄子　富永　良太　横内　茂光　馬渕　隆一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

フランス共和国人　ロベール　ビュラヴォア

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する

四方　祥樹　横尾　浩之　柳川ミチ子

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年四月二十九日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

中谷　有逸　松原登士弘　齊藤　郁子　島村昭治郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年四月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

熊井戸工業株式会社
有限会社東洋メンテナンス
坂本ドネイション・ファウンデイション株式会社
株式会社アイザック
住友重機械工業株式会社
株式会社アイザック・オール
東洋物産工業株式会社
東亜薬品株式会社
柏物産株式会社
株式会社山崎木材
新潟県厚生農業協同組合連合会
株式会社足利銀行
トップ産業株式会社
大昭建設株式会社
フィリップ・モリス・ジャパン合同会社
公益社団法人日本モーターボート選手会
キリンホールディングス株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年四月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故今村弘子遺族　今村　健次

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

官庁報告

官庁事項

人事院公示第9号

人事院は、人事院規則2－4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成29年5月16日

人事院総裁　一宮なほみ

1　前書き中「東日本大震災に対処するための人事院規則9－30（特殊勤務手当）の特例」を「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9－30（特殊勤務手当）の特例」に改める。

第2項第21号中「東日本大震災に対処するための人事院規則9－30（特殊勤務手当）の特例」を「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9－30（特殊勤務手当）の特例」に改め、同号中(5)の次に(6)から(17)までとして次のように加える。

(6)　第4条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている作業について定めること。